

国民健康保険税率・軽減割合を改定します

国民健康保険（国保）は、病気やけがに備えて加入者の皆さんが保険税を負担し合い、必要な医療費などに充てる保険制度です。令和3年4月から、加入者の皆さんに納めていただく国民健康保険税の税率を下表のとおり改定することになりました。

7月中旬に国保加入世帯に納税通知書を発送しますのでご確認ください（特別徴収〔年金から天引き〕の場合は8月末）。国保制度の円滑な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税率

区 分	摘 要	医療分税率		後期高齢者支援金分税率		介護分税率	
		改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前
所得割	{前年中の所得額－基礎控除(43万円)}×税率	6.70%	6.50%	2.55%	2.30%	2.40%	2.40%
資産割	固定資産税額(土地・家屋)×税率	4.50%	8.00%	0.50%	1.70%	1.00%	1.50%
均等割	被保険者1人あたり	21,000円	20,600円	8,400円	8,000円	7,700円	7,700円
平等割	1世帯あたり	21,100円	20,600円	8,500円	8,000円	7,700円	7,700円
課税限度額		63万円	63万円	19万円	19万円	17万円	17万円

軽減判定基準※1

軽減割合	改定後	改定前
7割軽減	『43万円＋10万円×(給与所得者等(※2)の数－1)』以下	33万円
5割軽減	『43万円＋28万5千円×(世帯の国保加入者数＋特定同一世帯所属者数)＋10万円×(給与所得者等(※2)の数－1)』以下	33万円＋28万5千円×(世帯の国保加入者数＋特定同一世帯所属者数)
2割軽減	『43万円＋52万円×(世帯の国保加入者数＋特定同一世帯所属者数)＋10万円×(給与所得者等(※2)の数－1)』以下	33万円＋52万円×(世帯の国保加入者数＋特定同一世帯所属者数)

※1 世帯主と国保加入者と特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療制度に移行した方で、後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）になった後も継続して同じ世帯にいる方）の前年の所得金額の合計

※2 被保険者のうち、一定の給与所得がある方と公的年金等の支給を受けている方

介護保険 住民税非課税世帯の方の保険料が軽減されます

今年度、第1～3段階までの住民税非課税世帯の方の介護保険料が右表のとおり軽減されます。

なお、第4～11段階までの方の保険料については、広報さかき5月号6ページをご覧ください。

	軽減後(年額)	軽減前(年額)
第1段階	18,000円	30,000円
第2段階	30,000円	45,000円
第3段階	42,000円	45,000円

新型コロナウイルス感染症に係る 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等が、前年の事業収入額から10分の3以上減少見込みとなる方は、申請をすることによって、令和3年度分の《国民健康保険税》《後期高齢者医療保険料》《介護保険料》の各保険料(税)の減免措置を受けられる場合があります。各保険によって条件等が異なりますので、詳しくは、町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先 総務課税務係 ☎82-3111（内線143）直通75-6206
福祉健康課保険係 ☎82-3111（内線133・134）直通75-6205